

アメリカの一九四九年国際請求解決法とその適用

—在外国有化財産の補償について—

川 岸 繁 雄

- 一はじめに
- 二補償の算定
 - (+) 収用時点の評価
 - (-) 財産評価の基準
- 三補償の範囲
 - (+) 間接損害
 - (-) 利息
- 四おわりに

一はじめに

第二次世界大戦後における東欧諸国の国有化は、当初戦争犯罪人の私有地や企業など特定の資産や産業に限定さ

れていたが、一九四七年以降においては資本主義制度から社会主義制度へ移行する過程における私的生産手段の公有化、つまり社会化のかたちで一般化するにいたつた。⁽¹⁾ このような国有化現象は大戦後社会主義国⁽²⁾の社会主義建設や新興独立国⁽³⁾の経済的独立達成のための経済的、社会的改革として現代国際社会の一つの大きな時代的特徴をなしている。

国際法上、外国資産の接收との関連において、国有化は国家が外国人財産を収用する場合国際法上当然に補償を支払う義務を負うか否か、また補償の義務があるとすれば、どのような補償⁽⁴⁾がいつどのように支払われなければならぬかといった問題を提起⁽⁵⁾している。たとえば「天然資源に対する永久的主権」に関する国連の総会決議一八〇三(XVII)⁽⁶⁾によれば、国有化にともない国家は国際法にしたがつて「適当な補償」(appropriate compensation)を支払わなければならぬとされているが、「天然の富と資源に対する永久的主権」についての国連総会第二委員会における討議の過程において、アメリカ代表がこの適当な補償とは国際法上「迅速、十分かつ実効的な補償」(prompt, adequate and effective compensation)を意味するものと解釈されるべきであると主張⁽⁷⁾したのに對して、ソビエト代表は国際法上補償の支払い義務についての規則が存在しておらず、補償が国際法上是認されないのみならず道義的にも正当化されないと主張⁽⁸⁾している。このような論義を背景として採択された前記の総会決議は、西欧のいわゆる先進資本輸出国側と社会主義国側との妥協的產物である。そのため、補償についての国際法上の基準が明示されておらず、異なつた解釈の余地が残される結果となつた。学説上も、この国有化の補償について三つの異なる見解がとられている。第一の見解は外国人財産の収用について一般的な国有化と個別的な收用を区別しないで

国際法上ひとしく補償義務を認め、その補償が国際法上有効であるためには迅速、十分かつ実効的でなければならぬとする伝統的な見解⁽⁹⁾であり、第一のものは国家の経済的、社会的構造の変革として的一般的な国有化については国際法上の補償原則を拒否し、補償が *ex gratia* に与えられることがあるとしても、補償問題は国有化国の裁量に委ねられているとする見解である。⁽¹⁰⁾ 第三の見解は、通常の個別的な収用についてのみ「迅速、十分かつ実効的な補償」原則を適用し、一般的で非人格的な収用としての国有化については国有化国の財政的な困難や支払い能力を考慮した、いわゆる「部分的な補償」(partial compensation) を許容する相対的な見解である。

東欧諸国における大戦後の国有化法はこの補償の観点からするならば、旧敵国民または対敵協力者の財産を除いて、一般的に国有化とともにならう補償を規定していた。⁽¹¹⁾ しかし、これらの国有化国における国内的救済の実効性を疑問としたアメリカ政府は、これら一連の国有化措置とともに外交手続によってアメリカ資産に対するアメリカの権利を留保して「迅速、十分かつ実効的な補償」を要求し、たとえば、一九四六年にポーランド、キューチコスロヴィアキア両国政府からアメリカ資産の国有化についての「十分かつ実効的な補償」(adequate and effective compensation) の合意を得た。⁽¹²⁾ さらに、国有化法によつては、たとえばルーマニア国有化法のように、ルの補償が長期の公債のかたわで規定されており、アメリカ政府は、国有化企業の将来期待される利潤によつて償還されると考えられたルーマニアの「国有化産業基金」(Fonds de l'Industrie Nationalisée) の債権による補償が「迅速、十分かつ実効的な補償」とはみなされないとし、アメリカ国民のためにすべての権利を保留するとともに、ルーマニア政府がアメリカ国民の収用財産を返還するか、あるいはそれに対して「十分かつ実効的な補償」を迅速に支払うかしなければ

ならない」と主張した。⁽¹⁴⁾

このように、アメリカ政府は在外自国民に関する従来の伝統的な国際法上の外交的保護権にとどめ、アメリカ国民の資産の収用について一貫して「迅速、十分かつ実効的な補償」を要求して、一九四八年七月一九日ヨーロッパ・ラヴィア政府との間に、アメリカ国民の財産ならびに財産上の権利、利益の国有化その他の収用にとどめ、アメリカ国民の請求の完全な解決のためにヨーロッパ・ラヴィア政府がアメリカ政府に対して一七〇〇万ドルを支払う、いわゆる一括支払い協定(lump-sum payment agreement)を締結した。⁽¹⁵⁾そして、その後もアメリカ政府は、この外交手続によつてルーマニア(一九六〇年)、ボーランド(同年七月)、ブリガリア(一九六三年)⁽¹⁶⁾、(同年七月二日)との間にアメリカ資産の国有化に関する補償協定を締結するにいたつた。⁽¹⁷⁾

これらの協定がいずれも補償の支払いとともに国有化に対するアメリカ国民の請求を完全に解決し、補償の個別的な配分をアメリカ政府の排他的な権限としているように、一九四九年アメリカ議会において、アメリカの在外資産の国有化その他の収用にもとづくアメリカ国民の請求についてアメリカ政府が国有化国と締結する補償協定の国内的な実施を目的とした国際請求解決法(International Claims Settlement Act of 1949)が制定された。⁽¹⁸⁾そして、そのようなアメリカ国民の対外請求を受理して個々の請求の妥当性の裁判額を決定するものとして、アメリカ国際請求委員会(International Claims Commission of the United States)がアメリカ国務省に設置された。一九五四年、⁽¹⁹⁾この国際請求委員会はアメリカ対外請求解決委員会(Foreign Claims Settlement Commission of the United States)に再編されたが、いずれも独立した準司法的機関として請求の裁定にあたつて、関連請求協定の諸

規定、衡平と善なるに国際法上の諸原則を適用すべしとのされた。その意味において、一九四九年国際請求解決法とその適用をとおして、国際請求の受理可能性および外国資産の国有化にともなう補償について、国際法の諸原則がどのように解釈・適用されていかるべきは国際法上も十分意義があると考えられる。

本稿においては、そのような観点から一九四九年国際請求解決法とその適用において、国有化の補償が国際法上どのような原則によつて裁定されるか、換言するならば国有化にともなう補償の算定とその範囲との関連について国際法がどのように解釈・適用されてくるかを検討する。

(一) 経済の特定部門に限定されず国家の経済、社会構造全般の改革を目的とした国有化などと社會化 (socialisation) と呼ばれるが、この種の国有化的区別は經濟・社会政策的な意義しかなく、適用される法理としてはなんの意味あるべきである (Rolin, H., Avis sur la Validité des Mesures de Nationalisation décrétées par le Gouvernement Indonésien, Nederlands Tijdschrift voor International Recht, Juli 1959, p. 267)。

(二) Cf., Les Nationalisations en Europe Orientale, Documentation Française, No. 1592, 1952, p. 3.

(三) 外国資産の接収によつて、補償がいつのまゝ支払わねばならぬかは補償支払いについての法的義務の有無とは異なる問題であるが、補償の法的根拠となる補償支払い義務の存在をまことに無視して補償の性格を評価するにはどうだ (Fouilloux, Gerard, La Nationalisation et le Droit International Public, Paris, 1962, p. 417)。

(四) General Assembly Resolution 1803 (XVII), 14 Dec., 1962.

(五) Official Records of the General Assembly (Seventeenth Session), Second Committee, Economic and Financial Questions, 1963, pp. 234, 327.

(六) Ibid., pp. 229-230. その他、UNガリー、ソロモンの各国代表が、メラカ代表が主張した国際法の一部についての「原

速、十分かの実効的な補償」の概念が新興国にとって不当であり、「迅速、十分かの実効的な補償」の支払いが多くの諸国に
ふさわしく不可能であるとしてハーモントの修正案を支持した (Ibid., pp. 297, 315-316)°

(レ) Ibid., p. 231. たとえば、チリー代表によれば、国有化の補償問題についてはの見解、あなたが決議案において補償
を詳細に規定しよべきとする見解、補償の支払いを十分な補償と結びつけ、結果的に補償の可能性を制限してしまるべきの見解、も
のはハーモント代表が主張するように、国有化について國際法への言及をしないで削除する見解が提示された。そして討議の
結果、補償の観念が放棄されたならば妥協は不可能であることが明らかとなつた。

(∞) アメリカ國務省の見解によれば「天然資源に対する永久の主権」に関する決議の成立経緯からして「適切な補償」とは
「迅速、十分かの実効的な補償」を意味するところ、アメリカの解釈が支持されたといふべき (Schwebel, Stephen M., The
Story of the U. S.'s Declaration on Permanent Sovereignty over Natural Resources, American Bar Association Jo-
urnal, Vol. 49, 1963, p. 463)°

(◎) Cf., Amador, F. V. Garcia, Responsabilité de l'Etat à raison des dommages causés sur son territoire à la perso-
nne ou aux biens des étrangers, Annuaire de la Commission du Droit International, 1959, Vol. II, p. 23.
「迅速、十分かの実効的な補償」はメキシコ政府の土地収用なら石油資産の国有化の際にアメリカのヘル国務長官によ
り定式化された。つまり主権国家は公の目的のために財産を収用する権利を有するが、この権利がいかんに「十分、実効的
かつ迅速な補償」をなす義務に条件づけられており、したがつて収用の合法性がこの要件の遵守いかんにかかるべく規
定 (Cf., Expropriation by Mexico of Agrarian Properties Owned by American Citizens, Am. J. Int'l L., Supple-
ment, 1938, p. 182, 193; Expropriation of American Oil Properties by Mexico, Department of State Bulletin, Vol.
II, 1940, p. 380)° ところでもハーモント、トメラカ政府は外國資産の収用が國際法の標準、すなはち公權お直當へ、無差別だ
といつて「正当な補償」をいふだらかありにおいて、主権国家の権利へと貫して承認したのである。しかし、この「正規

な補償」へば「渠更、十分かう実効的な補償」を意味するが如く、「正当な補償」をいふたるは「取用は、その目的が必ずしもあれ国際法違反とみだらぬ」(Collier, Ellen C., Expropriation of American-Owned Property by Foreign Governments in the Twentieth Century, International Legal Materials, Vol. II, 1963, p. VIII)。

(12) Cf., Seidl-Hohenfeldern, Ignaz, Communist Theories on Confiscation and Expropriation: Critical Comments, American Journal of Comparative Law, Vol. 7, 1959, pp. 548-549. たゞへば、国際民主法律家協会の第六回会議によると、Bystricky は国有化が一般的で無差別であれば国家は自國の領域内に居住する外国人に対して補償を支払うことになく国有化の譲り受けによるかくらむ出張」とある。

(13) Cf., Becker, Loftus, Just Compensation in Expropriation Case: Decline and Partial Recovery, Dep't of State Bull., Vol. XL, 1959, p. 786. 「部分的な補償」の概念はやうに一九三七年に英國の国際法学者H. ラウタークルソンは「主張された。しかし、戰時における破壊された中立国民の財産について補償する義務がないとの類推から、基本的な社会改革の過程における收用について「十分な補償」が適用された場合に收用が不可能になると、「部分的な補償」が主張された。

(14) La Documentation Française, op. cit., p. 8.

(15) Cf., Dep't of State Bull., Vol. 15, 1946, pp. 912, 1005.

(16) Dep't of State Bull., Vol. 19, 1948, p. 408. その後、一九五五年八月、ルーマニアとの平和条約および国際法上の権利を行使して、アメリカ政府はルーマニアの在米凍結資産(政府と法人資産)の権利移転を終った。そして、ルーマニア政府に対する請求の補償基金は対外請求解決委員会による認容総額(利息を除く)六〇〇〇万ドルの三分の一強の 111 〇〇万ドルに達した(Dep't of State Bull., Vol. XLI, 1959, p. 764)。

(17) Dep't of State Bull., Vol. 19, 1948, p. 140.

- (16) ベーラニア政府は、アメリカ政府に対して在米ルーマニア凍結資産（政府と法人資産）額111,111万ダラヘラルを含む、総額1,452万ダラヘラルを支払うことに同意した。そして、在米ルーマニア凍結資産額を差引いた115,017万ダラルは、一九六〇年七月一日から一九六四年七月一日までの五回の割賦払いとされた（Dep't of State Bull., Vol. XLII, 1960, p. 670）。また、ボーランド政府はアメリカ資産の国有化にともなう補償として、アメリカ政府に対して総額400万ダラルを一九六一年一月10日から110万ダラルの110回の割賦払いと支払い、アメリカ政府が在米ボーランド国民資産の凍結を解除するにが規定された（Dep't of State Bull., Vol. XLIII, 1960, p. 226）。さらに、「ブルガリア政府は、戦時損害、国有化などによる債務から生ずるベラニア国民の請求解決のために、第一世界大戦中に凍結された在米ブルガリア政府の会社資産額三一四万三三九八ドルを含む、アメリカ政府に対して総額三五四万三三九八ドルを支払うこととに同意した。そして、この在米ブルガリア資産額を差引いた四〇万ダラルは、一九六四年七月一日と一九六五年七月一日の11回の割賦払いとされた（Dep't of State Bull., Vol. XLIX, 1963, p. 138）。
- (17) Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 1st Sess., Vol. 95, No. 120, p.156; Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 2nd Sess., Vol. 96, No. 31, p. 1839. Cf., An Act to Provide for the Settlement of Certain Claims of the Government of the United States on its behalf and on behalf of American Nationals against Foreign Governments, United States Statutes at Large, Vol. 64, 1950, p. 12.
- (18) House Document, No. 381 (83rd Cong., 2nd Sess.), Reorganization Plan No. 1 of 1954, p. 1.

II 補 償 の 算 び

一九四九年国際請求解決法の適用を通じて、国際請求委員会と对外請求解決委員会は、財産の国有化その他の取

用にともない、国有化国が国際法上権利所有者に対する「迅速、十分かつ実効的な補償」を支払わなければならぬ義務を負うとした。⁽¹⁾しかし、同法の立法過程において、ユーゴスラヴィア政府との請求協定の一括補償が請求総額の四二・五ペーセントに過ぎないとして、アメリカ国民の請求を解決するに十分であるか否かが議論された。⁽²⁾

アメリカ国務省が、下院外務委員会の公聴会において、一七〇〇万ドルの一括補償が過去の実行に照らして請求の公正価値(fair value)を十分包含するものであると主張した⁽³⁾と同じように、下院本会議における法案の提出理由の説明でも、一八〇三年から一九三四年までの過去一世紀余の実行における請求額と裁定額との比率が九・八八パーセントであり、さらにメキシコ政府の石油資産国有化にもなう補償についても、請求額四億ドルに対する補償額が二四〇〇万ドルであつて請求額と裁定額の比率が約三ペーセントであった事例に照らしても、ユーゴスラヴィア政府との請求協定によつて得られた補償が十分なものであると力説された。⁽⁴⁾

請求者がその請求をけつして過少評価しないということは国内法上もよく知られた事実であるが、国際法上、補償が有効であるためには十分でなければならないというとき、まず国有化財産の評価の基礎となる諸原則、または収用の対象となつた財産の価値の評価基準が明らかにされなければならない。⁽⁵⁾この点、ホルジョウ工場(Chorzów Factory)事件に関する常設国際司法裁判所の判決において、収用が通常の収用と特定の条約によって禁止される収用とに区別され、後者つまり国際違法行為としての条約違反の収用については、財産の所有権者がその原状回復(restitution in kind)を求める権利を有し、原状回復が物理的その他理由で不可能な場合、賠償時の財産価値がそれに代る金銭賠償として支払われるのに対し、合法的な収用については、財産の所有権が収用と同時に収用国

に移転する結果、それに対する補償としては収用時の財産価値に補償支払いまでの利息が加算されなければならぬ、とされた。⁽⁷⁾

〔丁〕 収用時点の評価

国有化財産の評価にあたって、時間的な要素が補償の性質・範囲との関連において、より一般的には補償の算定にとって極めて重要であるが⁽⁸⁾、合法的な国有化の場合、国有化時点が補償算定の決定的な時点 (critical moment) とみなされる。⁽⁹⁾

一九四八年のユーゴスラヴィア政府との請求協定第一条によれば、補償は一九三九年九月一日から一九四八年七月一九日までの期間においてユーゴスラヴィア政府によって国有化ないし収用された財産ならびに財産上の権利と利益にもとづくアメリカ国民の請求に限定されている。⁽¹⁰⁾このような国有化財産の評価にあたって、国際請求委員会も裁定が国有化ないしその他の収用時点の財産の価値によって算定されなければならないとした。たとえば、Mann, Elias 事件において、委員会は、国有化法にもとづき国有化の施行期日を公布日として、同法がその性質上 self-executing であるがゆえに、請求者の財産に影響を与えたと思われるその後の決定が当財産のすでに収用されている事実を確認するための手続的なものであるとして、補償を収用時点の財産価値の等価とした。⁽¹¹⁾同じく、対外請求解決委員会も、Turner, Ernie Dave, et al. 事件において収用時の財産価値に言及し、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアにおける財産の国有化ないし収用にもとづく請求の裁定がそのような国有化の時点における財産の価値によらなければならないと結論した。⁽¹²⁾

いのようにして、補償は原則として国有化ないし収用時点における財産の価値によって算定されなければならない」とされたが、実際問題としてそのような財産価値を正確に決定することには多くの困難がある。Senser, Joseph 事件において、国際請求解決委員会は、収用時の財産価値を評価するのが慣行であるとしながらも、歴史的、經濟的な事實として一九三八年が戦前の最後の正常な年であるとして、それ以降におけるいかなる時点も請求の評価標準として不適当であると結論した。⁽¹³⁾ そして、戦争状態の介在によるインフレ經濟と貨幣価値の減価による価格構造のひずみによって戦時中の財価の評価が眞の価値に相当しないという理由で、經濟状態の安定していた一九三八年における財産価値が最初の基準点とされた。同じように、一九四八年七月一九日から一九六四年一月五日までの期間においてユーゴスラヴィア政府によって国有化ないし収用されたアメリカ国民の財産および財産上の権利と利益にもとづく請求を解決した、ユーゴスラヴィア政府との第一請求協定⁽¹⁴⁾についても、対外請求解決委員会は戦前の価値が財産の評価にとってより妥当な基礎となるとして、Bacic, Alexis G. 事件において、そのような戦前の価値が評価の最初の基準点とみなされると結論した。⁽¹⁵⁾ このように、ユーゴスラヴィア政府との請求協定にもとづく請求の裁定にあたって一九三八年時の評価が最初の基準点とされた結果、収用時の財産価値が一九三八年当時の財産の等価であるとして、適用すべき換算率も一九三八年の公定外国為替相場であるとされた。委員会は、Senser, Joseph 事件において、ユーゴスラヴィア政府が一九三八年にアメリカ国民の財産および財産上の権利を収用したとすれば、ユーゴスラヴィア政府が当然一九三八年の公定外国為替相場にもとづいて処理しなければならないとし、それ以下の対価は國際法の基本的な諸原則などの觀点から没収に通じ、差別的な措置とみなされる結果になると判断した。⁽¹⁶⁾

しかし、国有化時における財産評価という原則が完全に排除されてはいない。対外請求解決委員会は一九三八年以降の評価がすべて不適当であるというのではないとして、一九三八年後の評価が妥当とみなされる場合、またそのような評価しかできない場合を排除しなかつた。たとえば、Phillips, Christian S., et al. 事件において、対外請求解決委員会は、一九四五年六月三〇日に接收された銀行預金の価値を決定するにあたって、補償が損失時点の財産価値によって算定されなければならないという原則にしたがい、ユーゴスラヴィア政府が終戦直後に決定した換算率を適用した。⁽¹⁷⁾

対ソ請求に関する財産の評価についても、対外請求解決委員会は同じように困難な問題に直面せざるをえなかつた。外国資産の接收は一九一七年から一九三三年にわたっておこなわれたが、多くの損失は一九一七年から一九一九年の期間において発生した。そして、ソビエトにおけるあらゆる価値は革命と内乱の期間のインフレーションによって破壊されるにいたつた。このような状況を考慮して、対外請求解決委員会は、Division of World Missions of the Board of Missions of the Methodist Church 事件において、確立した国際法原則によれば損害の算定が損失発生時点における財産価値であるとしたが、一九一三年がロシアにおける第一次世界大戦前の最後の正常な年であるとして、ロシアにおける財産の一九一三年当時の評価を容認した。⁽¹⁸⁾ 一九六〇年のボーランド政府との請求協定にもとづく請求についても、請求の対象となつたアメリカ国民の財産は、ボーランド政府によつて一九四四年から一九六〇年にわたつて国有化ないし収用されたが、この期間に支配的であつた経済的な諸条件のために著しく膨張したボーランド通貨によつて表示された補償が、国有化ないしその他の収用時点における財産の実質

的な価値を正確に反映するものではないとされた。」のようにして、国際請求解決法の適用において、一般的に財産の収用にもとづく請求の決定が収用時点における財産の価値についておこなわれるべきであるとされながらも、第一次世界大戦前の価値が決定され、実状に即して適当な調整のうえ損失時点の価値とされた。⁽²⁰⁾

(二) 財産評価の基準

対外請求解決委員会は、以上においてみたように補償が収用時の財産価値をあらわすという原則によつていて、請求が国有化の時点における財産の価値によつて決定されなければならないとした。しかし、そのような財産価値の評価基準については、一九四九年国際請求解決法においてなんら具体的に規定されていなかつた。」の点、一九五七年一月一五日の Panel Opinion No. 44 によれば、損害の算定が損失発生時点の財産価値によるのが確立した国際法原則であるとして、収用時点における財産の市場価値 (market value) が一つの評価基準として述べられてゐる。」のようだ、Standard Oil Company 事件において、対外請求解決委員会は国有化時点における財産の市場価値をその評価基準とし、市場価値が国有化時点の財産の公正かつ合理的な価値であるとした。⁽²²⁾

ところが、一九六四年に制定された国際請求解決法第五部⁽²³⁾において、対外請求解決委員会が請求の妥当性、請求額ならびに収用財産や権利・利益の価値を決定するにあたつて、公正市価⁽²⁴⁾ (fair market value)、帳簿価額 (book value)、継続企業価値⁽²⁵⁾ (going concern value)、取替原価⁽²⁶⁾ (cost of replacement) を含む、財産に対して最も適当でかつ請求者に公平な評価基準を考慮すべきであると規定された。ある場合において、特定の状況に即して財産に最も適当でかつ請求者に公平な評価基準を決定する」とが問題となるが、対外請求解決委員会は、それが

国有化財産の評価について通常支配的た国際法標準 (international legal standard) へ異なるといふがなし」として、公正市価などの評価基準がこの標準を補強するためのものであると結論した。⁽²⁷⁾しかし、財産ならびに請求者に適当かつ公平な評価基準が考慮されなければならないとしたがゆえ、当初において帳簿価額が国有化財産の評価基準となるべきもの適当な基準であるとした。委員会はもっぱらこの帳簿価額を適用した。たゞ、Parke, Davis & Company 事件において、委員会はキューべ政府による請求者の子会社 (Laboratorios Parke Davis de Cuba, S. A.) の国有化による損失の評価にあたって、当子会社の貸借対照表 (balance sheet) を検討し、帳簿価額がもくじめ適當な評価基準であると結論した。⁽²⁸⁾また、Bartlett-Collins Company 事件において、キューべ会社 (Industrias Bartlett-Collins De Cuba, S. A. & Compania Inversionista De Cuba, S. A.) の株主としての請求者の損失利益について、対外請求解決委員会はキューべ会社の一九六〇年度貸借対照表と損益計算書 (income statement) 以外に証拠がないかぎり帳簿価額があらじめ適當な評価基準であるとした。⁽²⁹⁾

Berwind Corporation 事件において、帳簿価額が国有化時ににおける財産の実際の市場価値とはほど遠いにもかかわらず、委員会はその仮決定において、貸借対照表に計上された損失価値がもともと適当な評価基準であるとした。また、もくじめ帳簿価額によじて請求者の損失を評価した。⁽³⁰⁾しかしながら、国有化時点における財産の実価を反映しない帳簿価額の適用に対して請求者から異議の申立がおこなわれ、その口頭審理において、委員会の評価基準の選択一般が強く批判されるに至った。つまり、帳簿価額は帳簿が財産の現実における公正な価値を反映している場合にのみ評価基準として適用されるべきである。帳簿価額が財産評価の一つの指針となつても、ほとんどの場

合において、帳簿価額は貸借対照表の時点における現実の公正な価値を反映していないがために役立つところとはならない。したがって、帳簿価額に対する過度な信頼は国際請求解決法の規定のみならず、収用財産がその現実の公正な価値によって評価されなければならないという国際法規則とも一致するものではない、と主張された。⁽³²⁾ 事実、この点について、国際請求解決法第五部の立法過程において、委員会が財産に対してもっとも適當でかつ請求者に公平な評価基準を考慮すべきであるとの関連において、委員会が自らをもっぱら帳簿価額に限定すべきでないという主張がなされていた。⁽³³⁾ 対外請求解決委員会は審理の結果その最終決定において、帳簿価額がある状況のもとに置いて明らかに財産にとってもっとも適當でかつ請求者に公平な評価基準とみなされるとしてながらも、状況によっては適當でない場合もあるとして帳簿価額より高い評価額を裁定した。⁽³⁴⁾

次に、First National Bank of Boston 事件においても、当銀行のキューバ支店の国有化とともに損失について請求者が帳簿価額よりも高い価値を有するとして継続企業価値にもとづく補償請求を提出したけれども、対外請求解決委員会はその仮決定において実質的な証拠が示されないかぎり帳簿価額がもつとも適當な価値であると結論した。⁽³⁵⁾ そして、帳簿価額が請求者にとって公平でないということがもっぱら請求者の立証責任とされ、その他の基準の適用が適當であるという証拠のある場合にはじめて帳簿価額は評価基準として却下されるとした。その結果、請求者は異議申立てにおいて継続企業としてのキューバ支店の損失時点の価値として収益の資本化 (capitalization) による継続企業価値と、代替的な評価基準として当企業全体の公正市価より純益を比較した公正市価を主張した。委員会はその最終決定において、同支店が損失時においてその帳簿価額以上の価値を有していたとして、本

件において公正市価が財産にもうじめ適当だから請求者に公平な評価基準であるとした。⁽³⁷⁾ そして、その決定が利用できる証拠にみると、いかにわれなければならぬとした委員会は、かなむずしめ帳簿価額が国有化財産のむつとも適當な評価基準であるとはかぎらないが、しばしば帳簿価額しか証拠として利用できないと述べた。

その後、First National City Bank 事件において、請求者が評価基準として帳簿価額の適用を不適當として継続企業価値の適用を主張し、委員会も、キョーベ政府による同行の支店の国有化にもなる損失の決定において純利益の資本化による継続企業価値が適當であると結論した。⁽³⁸⁾

）のような継続企業価値は市場価値とともに、従来からのアメリカ国務省の伝統的な実行において継続企業としての十分な補償の評価基準として適用されてゐるが、それは収用その他、企業価値を減価させる政府行為がなかつたものとして算出される。したがつて、First National City Bank 事件においても、対外請求解決委員会は、同行のキョーベ支店の正常収益が国有化法のために低減した一九六〇年以前の一九五五年から一九五九年までの期間における平均純利益の一〇ペーセントによって資本化された継続企業価値が財産にもうじめ適當だから請求者に公平な評価であるとした。

(→) Cf., Claim of Hans H. Höhler, Decision No. Y-316-A, in Foreign Claims Settlement Commission of the United States: Decisions and Annotations, U. S. Government Printing Office, Washington, 1968, p. 150. また、Broker, Herbert 事件によると、私有財産は「迅速、十分かく実効的な補償」なほには収用されず、とかなるのみの国籍、信条、人種、思想のゆえにその財産を奪われえないといふふれいは国際法の確立した原則やねんべられた(Claim of He-

rbert Brower, Decision No. PO-1634 (Sept. 25, 1963), 19 FCSC Semiann. Rep. (July-Dec., 1963), p. 22)^o

(o) House Report No. 770 (81st Cong., 1st Sess.), Part 2, Minority View, 1949, p. 1. ハーバード大学の国連
法学院院長トマス・マクニルは、この問題を「外國政府の財産に対する賠償問題」と定義する。

アメルカ合衆国議会

(o) Cf. Tate, Jack B., Acting Legal Adviser, in Hearings before the House Committee on Foreign Affairs on H. R. 4406: Settlement of Claims against Foreign Governments (Yugoslav Claims) (81st Cong., 1st Sess.), 1949, pp. 7, 18, 41.

(o) Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 1st Sess. (July 5, 1949), Vol. 95, 1949, p. 9011.

(o) Cf. Forighel, Isi, Nationalization: A Study in the Protection of Alien Property in International Law, Copenhagen, 1957, p. 117.

(o) Ibid., p. 116; Amador, F. V. Garcia, Responsabilité internationale: quatrième rapport (Document A/CN. 4/119), Annuaire de la Commission du Droit International, 1959, Vol. II, p. 20.

(o) Case Concerning the Factory at Chorzow (Claim for Indemnity) (The Merits), Publication of the Permanent Court of International Justice, Series A, No. 17, pp. 46-47.

(o) Salvioli, Gabriele, La responsabilité des États et la fixation des dommages-intérêts par les tribunaux internationaux, Recueil des Cours, 1929, III, p. 238.

(o) Bin Cheng, The Rationale of Compensation for Expropriation, Transaction of the Grotius Society, Vol. 44, 1959, p. 293.

(Ω) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Federal People's Republic of Yugoslavia regarding Pecuniary Claims of the United States and its Nationals, U. N. Treaty Series, Vol. 89, 1951, p. 44.

(Ξ) Claim of Elias Mann, Decision No. Y-29, in Settlement of Claims by the Foreign Claims Settlement Commission of the United States and its Predecessors (Sept. 14, 1949–March 31, 1955), U. S. Government Printing Office, Washington, 1955, p. 196.

(Ω) Claim of Ernie Dave Turner and Lina Turner, Decision No. HUNG-667 (Nov. 20, 1957), 10 FCSC Semann. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 43.

(Ω) Claim of Joseph Senser, Decision No. Y-633 (June 15, 1954), in Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 123.

(Ξ) Accord entre le Gouvernement des États-Unis d'Amérique et le Gouvernement de la République Fédérative Socialiste de Yougoslavie relatif aux demandes d'indemnisation de ressortissants des États-Unis, Nations Unies, Recueil des Traité, Vol. 550, 1965, p. 40.

(Ω) Claim of Alexis G. Bacic, Decision No. Y2-1 (Aug. 23, 1967), 1967 FCSC Ann. Rep., p. 77.

(Ω) See note 13 supra. 軍外請求解決委員会による争議 Hoegler, Karl, et al. 軍外請求解決委員会による争議 Hoegler, Karl, et al., Decision No. Y-353(Oct. 6, 1952), Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 121)。一方で、内閣が政府との間で毎年請求額を算定し、請求額をもとに外債の償還額を算定する。Brashich, Ranko M. 軍外請求解決委員会による争議の基準として、戦前の価値を戦前の同様の公定外国為替相場で換算した(Claim of Ranko M. Brashich, Decision No. Y2-

1647 (March 18, 1959), 1969 FCSC Ann. Rep., p. 88)^o

(¹⁷) Claim of Christian S. Phillips, et al., Decision No. Y-1427, Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 124.

(¹⁸) Cf., Panel Opinion No. 44 of January 15, 1957, 10 FCSC Semian. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 195 et seq. ^按 請求解決権^{をもつて} Estate of Friede, M. Sergey, Deceased ^{は生前より} 『國際法院』(just competition) ^{と認めた} 「出訴の権利」 ^{を有する} が、該権の行使^{をめぐる} 争議^は が、^{アラスカ州最高裁判所の} 判決^は 1956年7月20日付で^な なされた。 (Claim of the Estate of M. Sergey Friede, Deceased, Decision No. SOV-1 (July 20, 1956), ibid., pp. 168-169)^o

(¹⁹) Claim of Division of World Missions of the Board of Missions of the Methodist Church, Decision No. SOV-2298 (Nov. 6, 1957), ibid., p. 204.

(²⁰) Cf., Foreign Claims Settlement Commission of the United States: Decisions and Annotations, U. S. Government Printing Office, Washington, 1968, p. 554.

(²¹) See note 18 supra.

(²²) Claim of Standard Oil Company, Decision No. RUM-813 (May 20, 1959), 10 FCSC Semian. Rep. (Jan.-

June, 1959), p. 310.

(²³) Title V of the International Claims Settlement Act of 1940, United States Statute at Large, Vol. 78, 1964, p. 1110.

(²⁴) Cf., Sohn, Louis B., & Baxter, R. R., Responsibility of States for Injuries to the Economic Interests of Aliens, Am. J. Int'l L., Vol. 55, 1961, p. 553. ^{シテ} は「出訴の権利」(just compensation) ^を 認めた。

則へして財産の公正市場価値より多くなるべきものだ公正市場の以下では財産の公正価値 (fair value) とよばれるが、認められてゐる。この点で、外国人財産の保護に関するOCDEの条約草案第III條によると、収用国は外国人財産の収用に際して、該財産の実質価値 (valeur réelle) と規定する「正当な補償」 (juste indemnité) を支払わなければならぬ。

Projet de Convention sur la Protection des Biens Etrangers et Résolution du Conseil de l'OCDE relative au Projet de Convention, OCDE, Paris, 1967, pp. 23, 27-28)^o

(25) 「一イング・ハノキー」、のから継続企業の概念はアーヴィット・メリカの公益企業の公正料金決定の際に問題となつた概念があげられる。やむを得ず、公正料金の決定にあたつて、公正な企業価値の評価が考慮されなければならぬわけであるが、この公益企業の価値には企業の所有する財産価値のみならず、一定の組織価値が加算される。

(26) 取替原価は財産の取得価格とは無関係に、当該財産を現在再生産するに必要な原価とされるが、対外請求解決委員会はM & M Dredging & Construction, et al. 事件において、取替原価が新しい財産に取替えられるべきではなく、損失時既存の財産の年代や条件を考慮した現物取替 (replacement in kind) であるとした (Claim of M & M Dredging & Construction, et al., Decision No. CU-3536 (Feb. 26, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., p. 31)^o

(27) Cf., Claim of Berwind Corporation, Decision No. CU-30 (Feb. 7, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 29.

(28) Claim of Parke, Davis & Company, Decision No. CU-27 (Jan. 4, 1967), 1967 FCSC Ann. Rep., p. 34.

(29) Claim of Bartlett-Collins Company, Decision No. CU-2856 (July 3, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 41.

(30) Laybin in Panel Discussion, The Taking of Property: Evaluation of Damages, Proceedings of the American Society of Int'l L., 1968, p. 37.

(31) See note 27 supra.

(32) Lillich, Richard B., The valuation of Nationalized property by the Foreign Claims Settlement Commission, The

- Valuation of Nationalized Property in International Law(R. Lillich ed. & contrib. 1972), p. 100.
- (33) Memorandum of American Claims in Cuba Committee (CUBAC), Hearings before the Subcommittee on International Affairs of Committee on Foreign Affairs (House of Representatives, 88th Cong., 2nd Sess.), 1964, p. 53.
- (34) See note 27 supra.
- (35) Claim of the First National Bank of Boston, Decision No. CU-307 (Sept. 11, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 63.
- (36) Cf. § 531.6(d) of Regulation Governing the Receipt and Settlement of Claims under the International Claims Settlement Act of 1949, as Amended, FCSC Dec. & Ann., op. cit., p. 773.
- (37) See note 35 supra.
- (38) Claim of First National City Bank, Decision No. CU-3835 (Sept. 3, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., p. 54.
- (39) Cf., Lillich, Richard B., op. cit., p. 106.
- (40) See note 38 supra. Colgate-Palmolive Company 事件によると、海外請求解決委員会は継続企業価値を認めたが、^(一) 該社 (Crusellas y Cia., S. A.) の賃貸的な構成による請求額の補償額の決定にあたって、^(二) 该社の継続企業価値を評価せた結果該社の 1959 年度純利益に対する資本化率について 15% であると認めた (Claim of Colgate-Palmolive Company, Decision No. CU-4547 (Feb. 3, 1971), Am. J. Int'l L., Vol. 65, 1971, p. 627)。

III 搠價の範囲

国際法上、補償は違法行為による損害賠償の異なった法概念によるもの法的性質たる範囲が異なる。

この点、ホルショウ工場事件に関する常設国際司法裁判所の判決において、違法行為に含まれる基本原則によれば、賠償が違法行為の一切の結果を拭い去り、違法行為がなされなかつた場合に存在したと考えられる状態を回復するにありとして、原状回復 (*restitution in kind*) が不可能な場合その価値に相当する金額が支払わなければならぬないとされた。⁽²⁾ したがつて、国際違法行為にもとづく国家の国際責任を解除するための損害賠償は、権利所有者に対する原状回復が不可能な場合に問題となり、その意味において間接的・補完的である。⁽³⁾ それに対して、特定の条約規定によって明示的に禁止されている場合の収用は別として、収用が国家の合法的な権利とされ、国家は収用財産を原状回復する法的義務を負わない。⁽⁴⁾ このような合法的な収用の場合の補償義務は過失によるのではなく、平衡の観念にもとづくものとされている。⁽⁵⁾

補償の範囲についても、私有財産の違法な収用の場合の損害賠償は積極的損害、つまり生じた損害 (*dannum emergens*) に限定されず、財産の収用がなかつた場合に権利所有者が得たと考えられる消極的損害または失つた利益 (*lucrum cessans*) にも及び、権利所有者はいずれの損害についても賠償を受ける権利を有するとされる。⁽⁶⁾ それは財産の所有権者が法律的にその原状回復の権利を有するとされる結果、原状回復が不可能であるとして賠償の支払が行なわれるまで収用財産の所有権が収用国に移転しないことにより、その間に生じたと考えられる財産の法的果実、つまり得べかりし利益がその所有権者に帰属することになるからである。⁽⁷⁾ それに対して、合法的な収用については、財産の所有権がただちに収用国に移転するがゆえに、補償は収用時点の損害、つまり積極的損害に限られ、逸失利益または消極的損害を含まないといわなければならない。

このようにして、国有化の場合についても補償の算定方式は国有化財産の価値に補償支払いまでの期間の利息が加算されたものとなる。⁽⁹⁾

(一) 間接損害

国際法において、違法行為によって間接的に結果する損害の問題は、金銭賠償の範囲との関連において、すなわち損害賠償が違法行為によって直接的に受けた損害に限定されるか否か、つまり違法行為によって間接的に受けた損害にも及ぶかといった問題との関連において論議される。⁽¹⁰⁾ そして、この間接損害 (indirect damage) は先程述べた積極的損害によって構成されるとしても、事実上多くの場合において、得べかりし財産取得が妨げられたことによる損害としての消極的損害、つまり逸失利益との関連において問題とされる。⁽¹¹⁾ このようにして、国有化財産の補償についてはいわゆる直接損害 (direct damage) に限定され、間接損害には及ばないとされる。⁽¹²⁾

ユーゴスラヴィア政府との一九四八年請求協定によれば、アメリカ国民の財産と財産上の権利や利益の国有化その他の収用に関するアメリカ国民の請求とされ、補償の主題が包括的であって、その限りにおいて広義の国有化財産、つまり経済的価値をもつあらゆる種類の財産を包含しているものと考えられる。⁽¹³⁾ この協定のみならず一九四九年国際請求解決法においても間接損害についてなんら規定されていないが、国際請求委員会ならびに対外請求解決委員会はその準則としての国際法原則にふれ、国際請求の決定において利益の損失といった間接損害の補償が一般に合理的に確かであって、公正に確かめられうる場合にしか国際仲裁裁判所によって認められていないとした。たゞやが、Dorner, Frank 事件において、委員会は利益の損失、財産利用上の損失その他の間接損害が不正確である

場合、または正確に決定できない場合には補償されえないとして、期待利益その他の利益が請求者によって実現されたりあらうとしたことの合理的に確かな証拠がないかぎり、そのような利益についての請求が認められないと結論した。⁽¹⁵⁾ また、Grisan, John 事件においても、利益の損失、財産利用上の損失のような間接損害が不確かである場合には認められないとして、証拠不十分とされた財産上の収益についても請求は却下された。⁽¹⁶⁾

このようにして、多くの場合、利益の損失その他の間接損害について請求が提供されたが、そのような損害は国際法原則によれば不確かで正確に決定されえないかぎり認められないとして、それに關する請求または請求項目は一般的に却下された。また、他の事件においては、そのような利益が国有化の法的効果として請求者ではなく国有化国に帰属するがゆえに、国有化後のそのような利益の損失は請求者には認められないとされた。たとえば、Aris Gloves, Inc. 事件において、当企業の収益または利益があつたとしてたとえ実現されたとしても、企業の権原は国有化の時点で消滅し、請求者に帰属しないとして、対外請求委員会は収用以降における将来の期待利益にもひづく請求が補償されないと結論した。⁽¹⁷⁾ また、Turner, Ernie Dave, et al. 事件において、国有化後の財産は國家に帰属するとして、当財産による収益の損失について補償は与えられないとされた。⁽¹⁸⁾

利益の損失と同じように、グッドウイル (good will) にひづく請求も不確かで正確に決定できない間接損害として否定された。これについで、一例を United Shoe Machinery Corporation 事件にとるならば、対外請求解決委員会はグッドウイルの損失のような間接損害の補償に関する請求も合理的に確かにあるか、正確に決定されるかぎりにおいて補償されると結論した。そして、第一次世界大戦以前から戦時中における請求会社のロシア支店の取

益力 (earning power) によるべき将来の請求は、ロシア経済全体が戦後と比較でないものであつて、グッドウェイルの請求の基礎となつてゐる将来の収益については損失が正確に決定されえないとして却下された。⁽²³⁾ 以上の如きして、グッドウェイルが一般に将来の期待利益によつて算定されるとして、グッドウェイルの損失のよくな間接損害に関する請求は正確に決定されるべきにのみ補償されるところ見解が一貫してとられた。たゞえば、Unger, Ann A., et al. 事件においても、グッドウェイルの請求項目は正確な記録上の証拠がないとして却下された。⁽²⁴⁾ その後、対ボーランス請求協定によるべき請求についても Zienniak, Wladyslaw 事件において、グッドウェイルによつて請求が国際法上一般的に認められないとして、グッドウェイルと将来の期待利益の損失について、委員会はその請求部分を却下した。⁽²⁵⁾

国際請求解決法第五部によつて請求の裁定にあたつても、将来期待された収益の損失については国際法上一般に認められないとされたが、しかしながら、グッドウェイルによる委員会の態度は再検討されるにいたつた。たゞ然 Bartlett-Collins Company 事件において、子会社 (Industrias Bartlett-Collins De Cuba, S. A.) の貸借対照表に計上されたグッドウェイルの項目について、当会社の経営は損益計算書によれば赤字であつたにせば、そのような会社がグッドウェイルの価値をもつたといふとの根拠がないとして、当会社の純資産 (net worth) から削除された。しかし、その後、Reynolds, Libby Holman 事件において、キーマー会社 (Minimax Super-Merchandos, S. A.) の株主としての請求者の損失の裁定にあたつて、対外請求解決委員会は、当会社の貸借対照表に計上された創立費 (organization expenses)、商標権 (trade marks)、グッドウェイルを含めすべての項目が当企業の性質上

適当であるとして、会社の純資産の決定の際に考慮されるべきであると結論した。⁽²⁵⁾ そして、委員会は、Colgate-Palmolive Company 事件において、請求者の子会社 (Crusellas y Cia, S.A.) が一一六万ドルで取得したグッドウイルについてその資産性を認め、請求者の付託した証拠によれば当子会社が貸借対照表に計上された額において買入れたことになるとして、グッドウイルの項目について請求された全額を認めた。⁽²⁶⁾

二 利 息

合法的な収用については、収用財産の所有権がただちに収用国に移転する結果、収用時点の財産価値に補償支払い時点までの利息が補償に加算されるということはすでにみたところであるが、利息の期間ならびに利率は国際判例において必ずしも一様ではなく、変化に富んでいる。

一九四九年国際請求解決法案に関する下院外務委員会の公聴会において、アメリカ国務省がユーゴスラヴィア政府による国有化にともなう補償としてアメリカ政府に対して支払われた一括補償額一七〇〇万ドルには⁽²⁷⁾アメリカ国民の請求に関する元本のみならず、それについての利息も含められていると証言しているように、同法第一部第八節において、緑延べ利子 (accrued interest)⁽²⁸⁾ が請求元本の支払い後その裁定につきあん分して支払われる事が規定された。しかしながら、この点についてユーゴスラヴィア政府との請求協定第一条じ項では、ユーゴスラヴィア政府による補償支払い後の請求元本に対する利息を除き、一括補償額が認容総額をこえることが判明したとき、アメリカ政府はユーゴスラヴィア政府にその残余額を返還するために必要な措置をとらなければならぬと規定されているにとどまり、利息の支払そのものについてははつきり規定がなされていない。したがつて、この条文の解釈

をめぐりて利息の支払いの問題が提起された。たゞ、Senser, Joseph 事件において amicus curiae として参加したユーゴスラヴィア政府は利息の支払いの明示的な規定がないがぎり利息の支払いが排除されているとして、利息の支払いが請求協定において意図されていないのみならず、一般国際法に矛盾するものであると主張した。⁽³⁰⁾ このような主張に対して、国際請求委員会は反対解釈として、ユーゴスラヴィア政府による一括補償支払い期日以降における利息の支払いの明示的な排除から逆に、当該期日以前の期間についての利息の支払いが暗に意図されているとした後、さらに準則とされた国際法原則に言及して、財産の収用についての補償請求に対して衡平ならびに正義のうえから適当とみなされる場合、確立した国際法原則として利息が与えられると結論した。⁽³¹⁾

このようにして、一九四九年国際請求解決法の適用をとおして、利息は一貫して補償の一部として認められた。⁽³²⁾ たとえば、Grisan, John 事件において、逸失利益など間接損害としての期待利益について、対外請求解決委員会は、請求者によって実現されたとみなされる十分な証拠がないとして否定した後、財産の収用時点に受ける権利のあつた補償金額の使用できなかつたことの損失について、財産の収用によつてうけた損失の一部として請求者が利息によつて (in terms of interest) 補償を与えられるとした。⁽³³⁾ また、他方、ポーランド政府との請求協定にもとづく請求についても、利息に関する明文の規定がなかつたけれども、Proach, John Hedie 事件においてみられるように、委員会は、利息の理論的根拠がどうであろうとも、利息が補償の適切な一部とみなされている国際法原則にしたがわなければならぬとして、利息の支払いがこの国際法原則や請求協定に一致するのみならず、衡平と正義のうえから容認されなければならないとした。

」のようない利息の期間については、国際法上利息が一般に財産の接收時点から容認されるとして、その起算点は国有化ないし収用の時点とされたが、その終了点については国際法上の確立した規則が存在しないとして、実情に即し、特定の期日がその終了点とされた。この点、ユーゴスラヴィア政府との請求協定(一九四八年)にもとづく請求については、利息の期間は収用の時点から、ユーゴスラヴィア政府が当該請求協定にしたがいアメリカ政府に対して現実に一括補償を支払ったときまでとされたの⁽³⁵⁾に対して、その他の請求協定にもとづく請求については、損失の時点から当該請求協定の発効までが利息の期間とされた。たとえば、先に述べた Proach, John Hedio 事件において、対外請求委員会は、利子率(rate of interest)と同じように利息が与えられる期間についても確立した普遍的な規則が存在しておらず、加害行為、請求提出、支払い期日などの時点が適用されているけれども、国際法の通説によればそのような利息の期間は請求発生の時点、つまり損失の時点から支払い期日までとされているとして、本件における支払い期日とはこの種のすべての請求が完全に解決されたポーランド政府との請求協定の発効期日である、とされた。⁽³⁶⁾

他方、請求基金が国際請求解決法第一、四部にもとづき国有化国の在米凍結資産の処分によって設けられた場合、つまりブルガリア、ハンガリー、ルーマニアおよびチエコスロバキア政府の国有化に関する請求については当該法律の施行日が利息の終了点とされた。たとえば、Wapiennik, Karl 事件にも述べられているように、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア政府によるその在米凍結資産の譲渡(assignment)がないけれども、その財産権が国際請求解決法第一部にもとづきアメリカ政府に与えられていくとして、財産処分に関する具体的な措置がとられるま

で利息を与えることは政府の実行上適當ではなく、そのような財産権の付与が一括払いの譲渡とみなし、利息の終了点は当該法律の施行日とされた。⁽³⁷⁾ また、他方、国際請求解決法第五部によびべ、いわゆる対キューべならびに中華人民共和国政府に対する請求についてはなんらの請求基金も設けられておらず、その具体的な解決が将来にゆだねられているために、利息の期間は損失の発生のときから将来解決についてなんらかの規定がなされるまでとされた。この点、対外請求解決委員会は、American Cast Iron Pipe Company 事件において、利息がキューべ政府による取用の結果請求者がこうむった損失の一部であるとして、そのような利息が国際法原則としてのみならず、衡平および正義のうえからも容認されるべきであると述べた後、損失発生のときからの将来のなんらかの解決の時点までの利息が請求者の損失額に加算されると結論した。⁽³⁸⁾

利子率の決定についても確立した国際法原則に言及され、まず一九四九年国際請求解決法の適用にあたって、関係国つまりユーゴスラヴィアにおいて認められる利子率が検討された。⁽³⁹⁾ この点、一九四六年以前においては、利子率が取引の種類によって四ペーセントから一一ペーセントまでとされていたが、一九四六年、ユーゴスラヴィア政府はその最高利子率を六ペーセントとした。このよろな状況から、国際請求委員会は、Senser, Joseph 事件において、それぞれの取用についてその場所その他の事情を考慮して特別の利子率を決定するなどが困難であるという理由から、準則としての国際法諸原則にも一致するものとして、六ペーセントを一般的な年利率(rate of interest per annum)として適用した。⁽⁴⁰⁾ そして、この利子率はユーゴスラヴィア政府との請求協定によびべ請求にかぎらず、以後、国際請求解決法によびべ請求についても一貫して適用されるにいたつた。たとえば、先程述べた Proach,

John Hedio 事件及 American Cast Iron Pipe Company 事件において、対外請求解決委員会は、利子率の上りで確定した規則がなにかねども、国際法原則、正義による衡平を含むある状況にしたがっての利子率を決定するものが通常の慣習であるとして、ベーセンスの利子率が国際法上の先例、慣行に照らして補償の額額が公正または基準である結論した。⁽⁴⁵⁾

(一) Amador, F. V. Garcia, Responsabilité internationale: quatrième rapport (Document A/CN.4/119), Annuaire de la Commission du Droit International, 1959, Vol. II, p. 16, Herz, John H., Expropriation of Foreign Property, Am. J. Int'l L., Vol. 35, 1941, p. 253. 収用は時として国際違法行為と考えられ、その法的効果に注意がはらわれた。一般に認めるべきものゝ、收用の法的効果が收用財産に対する補償支払い義務であるとするれば、收用の法的性質は通常の意味における国際法上の違法行為のやれども異ならない。

(二) Case Concerning the Factory at Chorzow (Claim for Indemnity) (The Merits), Publication of the Permanent Court of International Justice, Series A, No. 17, p. 47.

(三) Rolin, H., Avis sur la Validité des Mesures de Nationalisation décrétées par le Gouvernement Indonésien, Nederlands Tijdschrift voor Internationaal Recht, Juli 1959, p. 271.

(四) Doman, Nicolas R., Postwar Nationalization of Foreign Property in Europe, Columbia Law Review, Vol. 48, 1948, p. 1139. 収用は國家の合法的な権利である権利の行使による国家の行為だ。国家が国際法上の違法行為による原状回復のかために損害を回復する義務を負うにあつた。Bin Cheng, The Rationale of Compensation for Expropriation, Transaction of Grotius Society, Vol. 44, 1959, p. 291.

(五) Rolin, H., op. cit., p. 271. ものの場合は、国家は外国人の犠牲によって得た利得を金銭として補償しなければならない。

(ε) Bin Cheng, op. cit., p. 292. Cf., Bindschedler, Rudolf L., *La Protection de la propriété privée en droit international public*, Recueil des Cours, 1956, II, p. 245. この点、むろん上級シンシナティの「人々の利益に関する事件」においては、陪審裁判所の判決によれば、原状回復 (restitutio in integrum) が不可能な場合の補償は原状回復の法的効果を失うのである。財産が収用されなかつたと同時に状態に被害者を戻さぬやむを得なければならぬ、生じた損害 (damnum emergens) のみならず失つた利益 (lucrum cessans) も補償されるべきだなければならぬと主張される。

(η) Bin Cheng, op. cit., p. 293.

(ε) Ibid., p. 293. この点、スイス国有化委員会 (Commission suisse des Nationalisations) が収用がやれ自身請求をやめ、
収用財産の利得を得る権利を収用国に与えられないとして、
消極的損害または失つた利益 (lucrum cessans) も補償する
必要がなきことの原則を採択した (Bindschedler, Rudolf L., op. cit., p. 246)。

(σ) Cf., Bin Cheng, op. cit., p. 293. この点よりして、事情によつては補償の支払者が予定された期日に実際におこなわ
ねばならないがあるといふのである。国有化されると、所有権の移転は有効であつて、補償支払の義務をもつたまゝあつた
と判断される。しかし、その場合の補償は遅延によつて生じた損害が考慮され、結果として増額される傾向にある。
Koellenvijn, R. D., "Nationalisation" without Compensation and the Transfer of Property, Nederlands Tijdschrift voor
International Recht, April 1959, p. 144)°

(Ω) Cf., Eagleton, Clyde, Measure of Damages in International Law, Yale Law Journal, Vol. 39, 1929, p. 66.

(ι) Cf., Hauriou, André, Les dommages indirects dans les arbitrages internationaux, Revue Générale de Droit
International, t. 31, 1924, p. 213. 間接損害が消極的損害の同義語として用ひられる、いわゆる「ノーリー」の概念があつて状況によ
つては、ノーリーの立場へ立つて、それがかく置き換へられていたりしなじむべきだといわれれる。しかし、他方、チャルチャホラ
は間接損害が厳密な意味における損害やだらう積極的損害のみならず、消極的損害にもうべ構成されるべきであると主張してゐる。

(Salvioli, Gabriele, *La Responsabilité des Etats et la fixation des dommages-intérêts par les tribunaux internationaux*, Recueil des Cours, 1929, III, p. 252)^o

(12) Ibid., p. 252; Hauriou, André, op. cit., p. 212.

(13) Hez, John H., op. cit., p. 254; Doman, N., Compensation for Nationalized Property in Post-War Europe, International Law Quarterly, Vol. 3, 1950, p. p. 328; Amador, F. V. Garcia, op. cit., p. 16.

(14) Cf., Foigel, Isi, *Nationalization: A Study in the Protection of Alien Property in International Law*, Copenhagen, 1957, p. 102.

(15) Claim of Frank Dorner, Decision No. Y-858, Settlement of Claims by the Foreign Claims Settlement Commission of the United States and its Predecessors from Sept. 14, 1949 to March 31, 1955, U. S. Government Printing Office, Washington, 1955, p. 53.

(16) Claim of John Grisan, Decision No. Y-1258 (Sept. 9, 1954), in *Foreign Claims Settlement Commission of the United States: Decisions and Annotations*, U. S. Government Printing Office, Washington, 1968, pp. 105-105.

(17) Claim of Aris Gloves, Inc., Decision No. CZ-3,035 (Jan. 31, 1962), 16 FCSC Semiam. Rep. (Jan. - June, 1962), pp. 21-22.

(18) Claim of Ernie Dave Turner and Lina Turner, Decision No. HUNG-667 (Nov. 20, 1957), 10 FCSC Semiam. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 43.

(19) Claim of United Shoe Machinery Corporation, Decision No. SOV-3122 (May 20, 1959), 10 FCSC Semiam. Rep. (Jan. - June, 1959), p. 238.

(20) Cf., Foigel, Isi, op. cit., pp. 102-103. ムダ延々と云ふ、たゞやく、最終的な市場の実現を期すに費す時間は長い

スイヒンの問題は基本的には補償の算定にばらん現実的な意味をもたらすが、補償が国有化時点の財産価値よりも決定される。将来の利益の可能性を含むか否かの類の決定は影響を及ぼす。

- (21) Claims of Ann A. Unger, Robert P. Anninger, Victor K. Anninger, Decision No. CZ-3, 358 (June 20, 1962), 16 FCSC Semiamm. Rep. (Jan. -June, 1962), p. 14.
- (22) Claim of Wladyslaw Ziemiak, Decision No. PO-2379 (Jan. 30, 1964), 20 FCSC Semiamm. Rep. (Jan. -June, 1964), p. 16.
- (23) カルニアピクチャーズ Columbia Pictures Industries, Inc. 請件より、対外請求解決委員会は将来の期待利益の損失を考慮して請求が国際法上認められないものとされた請求を拒否した。Claim of Columbia Picture Industries, Inc., Decision No. CU-6,029 (Feb. 17, 1971), in Sidney Freidberg & Bert B. Lockwood, Jr., The Measure of Damages in Claims Against Cuba in The Valuation of Nationalized Property in International Law (R. Lillich ed. & contrib. 1972), p. 128.
- (24) Claim of Bartlett-Collins Company, Decision No. CU-2,856 (July 3, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 44.
- (25) Claim of Libby Holman Reprints, Decision No. CU-3,496 (Feb. 5, 1969), 1969 FCSC Ann. Rep., pp. 26-27.
- (26) Claim of Colgate-Palmolive Company, Decision No. CU-4,547 (March 4, 1970), Am. J. Int'l L., Vol. 65. 1971, p. 627.
- (27) Cf., Salvioli, Gabriele, op. cit., p. 262. 潜在的補償技術の問題である場合、技術者による総額のうち何割が使用され、何割が総額が使われたが否かは検討の必課がな。
- (28) Hearings before the House Committee on Foreign Affairs on the Bill H. R. 4406: Settlement of Claims against

Foreign Governments (Yugoslav Claims) (81st Cong., 1st Sess.), 1949, p. 6.

(29) ヨウgoslav の利子の法的性質は、シトが、国際請求解決法第三部第三〇節との関連において、それが判決のとおりかに支払う期日までの遅滞利子 (moratory interest) であるが、それとも損失のとおりかの判決のとおりかの賠償利子 (compensatory interest) であるか検討されたが、遅滞利子へ解釈された場合、アメリカ政府は利息の累積を避けるために認容額全額を迅速に支払わなければならぬことになら、そのよのうだがアメリカ議会の意図であるとは解られないとした (Panel Opinion No. 5 of April 1956, 10 FCSC Semann. Rep. (Jan.-June, 1956), p. 90)。この点、シハニン・ヒュルバーは国際違法行為が収用それ自体にあらゆるやせたゞく、補償の不払いにある場合、ヨウの違法行為を拭い去るためには、十分な補償が時宜に支払われたと同じ状態に被収用者を置くべきである、収用国に対して補償以外に遅延利息 (intérêts moratoires) が要求されるといつてゐる (Bindschedler, Rudolf L., op. cit., p. 246)。しかし、ヨウのような遅延利息は判決執行の期日が過るやめなれど執行されない場合にしか考へられない (Salvioli, Gabriele, op. cit., p. 284)。

(30) Cf., FCSC Dec. & Ann., op. cit., p. 146.

(31) Claim of Joseph Senser, Decision No. Y-663 (June 15, 1954), Settlement of Claims by FCSC & its Predecessors, op. cit., p. 20.

(32) しかし、ペナヤ政府との請求条約によつて請求にあつては、基金の稀少性が明確であるところ理由で、裁定額には利息が含められなかつた。また他方、国際請求解決法第三部第三〇三節一項によつて、シハニンブルガリア、ハンガリー、ルーマニア政府に対する戦時損害の請求にあつては、対外請求解決委員会は戦斗行為から直接結果する私有財産の損害が一般原則として補償の対象とされるべきこと、利息を認めたが、

(33) See note 16 supra. Turner, Ernie Dave 事件における将来の収益に関する請求は財産が国有化によってハンガリー政府に帰属する」とになつた限りにおいて却下されるとして、委員会は請求者が収用の際に財産の対価として補償を受

アメリカの一九四九年国際請求解決法とその適用（川岸）

する権利を有つておらず、国有化時既に歴史的権利のあった金額が使用でないための損失については利息のかたねで補償されるべきだ (See note 18 supra)°

(34) Claim of John Hedio Proach, Decision No. PO-652 (Dec. 10, 1962), 17 FCSC Semian. Rep. (July-Dec., 1962), p. 48. ルシタニア銀行、国際請求解決法第1項第2項の下に中華人民共和国に対する請求によりトヨリ、利息が財産の国有化による損失に領取の形で支払われるかが問題へたが、対外請求解決委員会は国際法上利息が損失の一一部であるためだけ、ルシタニア銀行 (Cf., Claim of Clarence Burton Day, et al., Decision No. CN-1 (Sept. 11, 1968), 1968 FCSC Ann. Rep., p. 88)°

(35) See note 31 supra.

(36) See note 33 supra. Cf., Claim of the Estate of M. Sergey Friede, Decision No. SOV-1 (July 20, 1956), 10 FCSC Semian. Rep. (July-Dec., 1956), p. 169; Claim of Alexis G. Bacic, Decision No. Y2-1 (August 23, 1967), 1967 FCSC Ann. Rep., pp. 78-79.

(37) Claim of Karl Wapienik, Decision No. RUM-2 (Jan. 16, 1957), 10 FCSC Semian. Rep. (Jan.-June, 1959), p. 89; Cf., Panel Opinion No. 5 of April 1956, op. cit., p. 92.

(38) Claim of American Cast Iron Pipe Company, Decision No. CU-13 (Oct. 19, 1966), 25 FCSC Semian. Rep. (July-Dec., 1966), p. 52.

(39) Cf., Salvioli, Gabriele, op. cit., p. 285. ルシタニア銀行は「利子率は3%」と「ベーゼルハーレー税」によるだるが、利息の課題一般は「ルシタニア銀行」、利子率の決定は「3%」、裁判所は国内法令による債権国、債務国の法令による課税が取扱う。

(40) See note 31 supra.

(41) See notes 33 and 37 supra.

四 おわりに

一九四九年国際請求解決法をとおして国際請求委員会ならびに对外請求解決委員会が裁決した全裁定額はそれぞれの請求基金をはるかにこえる結果となつた。たとえば、ユーゴスラヴィア政府との請求協定（一九四八年）にもとづく一括補償は認容総額の九一ペーセントに達したけれども、ボーランド政府との請求協定による補償は認容総額の約三六ペーセントに過ぎなかつた。⁽¹⁾ また、国際請求解決法第一、四部にもとづく対ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、チエコスロヴァキア請求基金は、それぞれの認容総額の五〇ペーセント、一・五ペーセント、三五ペーセント、五・三一ペーセントなどどまつてゐる。⁽²⁾ もつとも、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア政府に対する請求には国有化以外の戦時損害なればに契約上の債務に関する請求も含まれてゐるが、一九四九年、国際請求解決法案に関する下院外務委員会の公聴会において証言されてゐるよう、請求者が裁定額の一部を受取ることどまり、利息支払いの問題は實際上とくよりも理論上の問題に終つており、⁽³⁾ 先に挙げた百分率には対チエコ請求に関する認容総額を例外として利息が含まれていなか。

アメリカ政府が大戦後の東欧諸国による自国民財産の接收に対してアメリカ国民の権利を留保するとともに、「迅速、十分かつ実効的な補償」を条件として外国人財産を接收する国家の主権的権利を承認しているが、社会的、經濟的構造の変革としての国有化が国際法上そのような「迅速、十分かつ実効的な補償」の支払いを義務づけられる

ならば、国有化は国有化国の補償能力または支払い能力に条件づけられ、現実問題としてほとんど不可能になる。⁽⁵⁾この点、アメリカ政府が伝統的な在外自国民の外交的保護権を発動するにあたって混合請求裁判所 (mixed claims tribunal) といった司法的手続ないし司法的解決に訴えないで、現実的な外交手続によって一括補償協定を締結するにいたつた背景には、そのような国有化財産の補償問題以外に、下院本会議における一九四九年国際請求解決法案の趣旨説明に関連して述べられているように、ユーゴスラヴィア政府との請求協定が「コミニンフォルムの挑戦」に對して國際政治上もつところの戦略的意義としての政治的配慮⁽⁶⁾、さらにユーゴスラヴィア政府の在米資産の凍結解除、武器貸与法上の債務などの広く經濟的、財政的考慮があつた。⁽⁷⁾

このような政治的、經濟的、財政的な考慮を基礎とした解決方法は究極的には国有化国の補償能力を考慮した妥協によらざるをえない。⁽⁸⁾しかし、外交的保護権は國際法上国家に帰属しており、国家はその固有の権利として外交的保護の發動の可否ならびにその条件を任意に決定することができるうえに、かかる外交的保護にもとづく國際請求は国家が個人の代理として提出する請求ではなく、国家それ自身の請求である。⁽⁹⁾したがつて、このような外交的手段による国有化の一括補償は個々の国有化財産の価値というよりは外交的保護の國家的性格を反映した、いわゆる交渉された補償 (indemnité négociée) であるといわれる。⁽¹⁰⁾

アメリカ政府は、一九六〇年にキューバ政府によるアメリカ資産の国有化に対しても国有化法の補償規定に関連して「迅速、十分かつ実効的な補償」を主張したが、いまだにその解決をみるにいたつていない。当初、キューバ政府による」のような国有化ないしその他の収用にもとづくアメリカ国民の請求概算総額は四〇〇〇件、一五億ド

ルとみなれていたが、その後、その請求件数および請求総額はそれのをばるかに凌駕しておる⁽¹³⁾。されまやのこの請求プログラムよりもその額において最大のものであるといわれている⁽¹⁴⁾。この点、国際請求解決法第五部なりの請求の妥当性ひでの額の裁決に限定し、その支払に必要な請求基金についてはなんら規定してしない。しかし、これがの請求の解決は関係国との間ににおける将来の交渉に委ねられ、これがの裁定が補償総額の決定において基準として用いられるべきであるが、これある一括補償方式がより現実的な解決方法としているが如くなるだらうが、これがの請求については必ずしもこれで済んでしまうことが妥当であるであら。

(一) Cf., 1968 FCSC Ann. Rep., p. 25.

(二) Ibid., p. 26.

(三) Hearings before the House Committee on Foreign Affairs on the Bill H. R. 4406: Settlement of Claims Against Foreign Governments (Yugoslav Claims), 1949, pp. 6-7.

(四) Department of State Bulletin, Vol. 19, 1948, p. 408.

(五) Cf., Hyde, Charles Cheney, Compensation for Expropriation, Am. J. Int'l L., Vol. 33, 1939, p. 112.

(六) Congressional Record: Proceedings and Debates of the 81st Cong., 1st Sess., Vol. 95., 1949, pp. 9011-9012.

(七) Dep't of State Bull., Vol. 19, 1948. p. 137; Cf., Senate Report No. 800 (81st Cong., 1st Sess.), International Claims Settlement Act of 1949, 1949, p. 3; House Report No. 770 (81st Cong., 1st Sess.), Settlement of Claims against Foreign Governments, 1949, p. 3. ニーリト・ワーランス・ガット政府との請求協定⁽¹⁵⁾、関係国間互認の賃貸、経済開発の協定による連携⁽¹⁶⁾ (Cf., Dep't of State Bull., Vol. XLVI, 1960, p. 671; Dep't of State Bull., Vol. XL, 1959, p. 381; Dep't of State Bull., Vol. XLIX, 1963, p. 141)。

- (∞) Cf., Kuhn, Arthur K., Nationalization of Foreign-Owned Property in its Impact on International Law, Am. J. Int'l L., Vol. 45, 1951, p. 710. ここで現実に多いに取用財産の補償問題に法律外的な政治的、経済的因素が必要であるたゞれども、補償方法上の妥協が国際法の原則上の妥協と解釈されはなんらか述べられて (Domar, Nicolas R., Postwar Nationalization of Foreign Property in Europe, Columbia Law Review, Vol. 48, 1948, pp. 1159, 1161)°

(σ) Cf., Boachard, Edwin M., The Diplomatic Protection of Citizens Abroad, New York, 1915, p. 356; Whiteman, Marjorie M., Damages in International Law, Washington, 1937, p. 275. ふじわらの如きは政府への請求権限のみでは、トメリカ政府は当協定の発効後ボーナム政府に対する協定の主題にててトメリカ国民の請求をうやむやに提出なし取上むるゝがやむべからぬ。このような請求が個人によりボーナム政府に直接提出された場合、当請求がトメリカ政府に移管されるものとされる。

- (Ω) Amador, F. V. Garcia, Responsabilité internationale: quatrième rapport (Document A/CN.4/119), Annuaire de la Commission du Droit International, 1959, Vol. II, p. 22. ふじわら 東欧諸国との補償協定の交渉過程におけるトメリカ政府がボーナム戦前に及ぼす財産の市場価値 (valeur vénale) に言及しながらも、財産の価値よりも補償の額を考慮した (Viénot, Gilles, Nationalisations étrangères et intérêts français, Paris, 1953, p. 83)° しかし、トメリカが「出向いた補償」の概念は対立する主張の範囲いた質的補償であるとして、補償が自家業的に受け入れられたかのように出向いた補償である (Fouilloux, Gerard, La Nationalisation et le droit international public, Paris, 1962, p. 426)°

- (11) Dep't of State Bull., Vol. XLIII, 1960, p. 171.

- (12) House Report No. 1759 (88th Cong., 2nd Sess.), Determination of Claims of U. S. Nationals against the Government of Cuba, 1964, p. 2.

(13) 1969 FCSC Ann. Rep., p. 14. 両の請求件数ならびに請求総額は一九六九年一一月一一日現在で八四六〇件、一一一億圓

- (14) Cf., Freidberg, S. & Lockwood, Bert B., *The Measure of Damages in Claims Against Cuba, The Valuation of Nationalized Property in International Law* (R. Lillich ed. & contrib. 1972), p. 118.
- (15) House Report No. 1759, op. cit., p. 3.